

平成30年度第2回高知県個人情報保護制度委員会議事概要

- 1 日時 : 平成30年11月1日(木)午前9時28分から午後0時8分まで
- 2 場所 : 高知会館 3階「弥生」
- 3 出席者 : 委員
岡林会長、稲田副会長、妹背委員、浜永委員、福島委員、福永委員
実施機関
障害福祉課 西村チーフ 西岡主事
防災砂防課 公文企画監 山本チーフ
税務課 久保補佐 西山チーフ
健康対策課 宮地チーフ 中村技師
警察本部 総務課 中澤課長補佐
県民支援相談課 仁井田課長補佐、前田係長、久百々主事
少年女性安全対策課 亀岡室長、野中課長補佐

事務局

文書情報課 徳橋課長、山中課長補佐、柿内チーフ、杉尾

4 会議した事案の件名

(1) 諮問案件

- ア 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項(条例第8条第3項第3号関係)
障害者支援施設及び障害児入所施設の整備に係る事務(障害福祉課)
- イ 個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項(条例第8条第4項第7号関係)
障害者支援施設及び障害児入所施設の整備に係る事務(障害福祉課)
土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の周知に関する事務(防災砂防課)
- ウ 個人情報の目的外提供の制限の例外に関する事項(条例第10条第1項第7号関係)
県税の賦課徴収に関する事務(税務課)
T spot TB検査後における結核発病調査(健康対策課)
- エ 個人情報のオンライン結合による提供の制限の例外に関する事項(条例第11条第2項関係)
報道に関する事務(警察本部総務課)
あんしんFメール及び県警ホームページによる不審者情報の提供に関する事務
(警察本部少年女性安全対策課)

(2) 報告事項

- ア 個人情報のオンライン結合による提供の制限の例外に関する事項
- イ 高知県個人情報保護条例改正の検討状況について

5 議事概要

(1) 諮問案件

- ア 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項（条例第8条第3項第3号関係）及び個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項（条例第8条第4項第7号関係）

「障害者支援施設及び障害児入所施設の整備に係る事務」（障害福祉課）

実施機関から、障害者支援施設は数字上では定員に空きがあるが、入所の希望があっても入所できないという状況が続いており、障害者支援施設の待機者及び入所者、障害児入所施設の入所児童を調査・分析することにより、状況の解明や今後の施設整備のひとつの目安としたい、という説明があった。

委員からは、調査目的を達成するために必要な項目を整理、検討し、改めて示してほしいという意見があり、保留となった。

- イ 個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項（条例第8条第4項第7号関係）

「土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の周知に関する事務」（防災砂防課）

実施機関から土砂災害防止法の概要説明の後、県や市町村は、住民が土砂災害へ適切に対応できるよう、土砂災害に関する情報を、必要な方に正確に届けるよう最大限の知らせる努力を求められていると説明があった。

そのため、土砂災害に関する情報を住民及び土地所有者に直接説明し、周知するため、個人情報を収集する必要があると説明があった。

委員からは、県が主体で説明会を開くのかという質問があり、実施機関からは、危険箇所に関するものは県、避難行動に関するものは市町村が担当するので、基本的には、市町村と合同で説明会を開催する予定と説明があり、異議なく承認された。

- ウ 個人情報の目的外提供の制限の例外に関する事項（条例第10条第1項第7号関係）

「県税の賦課徴収に関する事務」（税務課）

実施機関から、滞納処分である差押えや差押えのために必要な搜索の様子を記録した映像を報道機関に提供し、テレビという媒体を利用して、滞納処分とはどのようなものか、実際の映像を放映することで広く一般の県民に周知することで、滞納の抑止を図ることを目的とすると説明があった。

委員からは、目的外提供に必要性や正当性があるのか、滞納抑止の目的の手段として適切なものか、などの意見があり、不承認となった。

「T spot TB 検査後における結核発病調査」（健康対策課）

実施機関から、結核患者の状況をはじめ発症時の行政対応、検査における課題の説明があり、その課題解決のために公益財団法人結核予防会結核研究所が行う全国調査に協力したいと説明があった。委員からは異議なく承認された。

- エ 個人情報のオンライン結合による提供の制限の例外に関する事項（条例第11条第2項関係）

「報道に関する事務」（警察本部総務課）

実施機関から、事件の検挙や重大事故の概要をタイムリーにホームページに掲載し、警察がどのような事件を検挙したか、また、どの地域で重大事故が発生しているかなどを知っていただくことで、地域の住民の方の防犯、交通安全の意識の向上および不安の

解消につなげるとの説明があった。

また、公開情報は、事件及び事故の被疑者の年齢、性別及び被害者の性別に関する情報で個人が特定できる情報は含まれていないが、新聞報道等と結びつけることによって個人が特定される可能性があることから諮問を受けるとの説明があり、意義なく承認された。

「あんしんFメール及び県警ホームページによる不審者情報の提供に関する事務」
(警察本部少年女性安全対策課)

実施機関から、あんしんFメールと県警ホームページでの情報発信は、県民に対する注意喚起をタイムリーに行い、自主防犯の促進することによって、犯罪の未然防止を図るとともにタイムリーな検挙等の情報提供によって県民に安心を提供することを目的とするとの説明があった。

公開する不審者情報自体には個人が特定できる情報は含まれていないが、新聞報道等と結びつけることによって個人が特定される可能性があることから諮問を受けるとの説明があり、異議なく承認された。

(2) 報告事項

ア 個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について

事務局から、個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について協議があった2課2件の事項について報告があった。

イ 高知県個人情報保護条例の改正の検討状況について

事務局から、個人情報保護条例の改正に向けた検討状況として、個人情報の収集・利用・提供に関する新たな仕組みづくりについて検討を行い取りまとめた方向性について資料に沿って説明を行った。

併せて、個人情報保護条例改正に向けたスケジュール(案)を説明し、質疑応答を行った。